

役員等報酬および費用弁償規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人幸忍会（以下「法人」という。）の役員および評議員および評議員選任・解任委員会委員（以下「役員等」という。）の報酬および費用弁償に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 1) 法人の役員等に対して報酬を支給する。
2) 理事長の報酬の額は、月額50,000円とする。
3) 役員等が会議へ出席する報酬は1回3,110円（源泉徴収額110円）とする。ただし理事長及び施設職員に対しては、支給しない。

(支給日)

第3条 役員等の報酬は、毎月28日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）に支払う。
2) 会議への出席のための報酬は会議開催の都度支払うものとする。

(費用弁償)

第4条 1) 役員等が理事会、評議員会またはその他の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために出張したときは、その費用を弁償する。
2) 費用弁償額は、職員の旅費規程に準ずることを原則とする。
3) 県外の役員等が会議へ出席するための旅費は公共交通機関を利用したことを基準にして支払いをする。ただしその額は7,000円を超えない範囲とする。

(改正)

第5条 この規程の改正については、評議員会の議決を要する。

付 則

この規程は、平成 19年 3月 8日から施行する。
この規程は、平成 20年 11月 21日から施行する。
この規程は、平成 22年 12月 10日から施行する。
この規程は、平成 24年 3月 24日から施行する。
この規程は、平成 24年 12月 8日から施行する。
この規程は、平成 28年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成 29年 5月 30日から施行する。
この規程は、平成 30年 6月 1日から施行する。

この規程は、令和 4年 6月 25日から施行する。